

# パブリックコメント案件概要

(様式3)

## 簡易宿所が開設されやすくなるためのいわゆるラブパチ条例の一部改正について(素案)

|  |
|--|
| <b>1. 施策の概要</b>  |
| インバウンド客(訪日外国人旅行者)等のための市内の宿泊機能の強化に向け、旅館業法に基づく簡易宿所(以下「簡易宿所」といいます。)が開設されやすくなるために、また、現行の尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例(以下「ラブパチ条例」といいます。)による規制内容の補強等を行うためにラブパチ条例の一部改正を行います。   |
| <b>2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など</b>  |
| ラブホテルの建築等を規制するラブパチ条例は、前身の条例の施行から36年が経過し一定の成果を上げていますが、それに伴い、通常の宿泊等施設の開設までも抑制してしまい、市内の宿泊機能は強いとは言えない状態が続いていました。しかし、近年はインバウンド客が増加し、令和7年には大阪・関西万博も控えていることから、市内の宿泊機能の強化は喫緊の課題となっており、そのためにラブパチ条例の一部改正が必要になりました。   |
| <b>3. 目指す姿・対応策など</b>   |
| 宿泊機能を強化するため、次のとおり、簡易宿所が開設されやすくなるように改正を行います。<br>① 宿泊等施設のうちラブホテル化の可能性が考えられないもの(シングルカプセル等)を規制対象外とすること。<br>② 現行のラブパチ条例は、巷のラブホテルではまず備わらない所定の構造等のうち一部でも備えていない宿泊等施設を「ラブホテル」とみなしているが、特定簡易宿所(シングルカプセル以外の簡易宿所)に限り所定の構造等の全部若しくは一部を課さず、又は独自のものを課すこと。<br><br>現行のラブパチ条例は、その規制において、特に外観面についてほとんど触れておらず、宿泊施設等の外観は、付近を通行する児童等、まちのイメージ及び雰囲気等に影響を及ぼすため、巷のラブホテルの典型的な特徴を「ラブホテル」の要件として新設します(積極的要件の新設)。 |
| <b>4. 施策の対象範囲・期間など</b>   |
| 改正ラブパチ条例の施行日(令和2年11月1日)(予定)以後  |
| <b>5. 市民意向調査の概要</b>  |
| 市民意向調査の結果、ご意見はありませんでした。  |
| <b>6. 施策の検討経過</b>  |
| <b>(1) 素案検討過程での主な論点</b>  |
| 学識経験者、市議員、市民等で構成される住環境整備審議会において、主に次の点について議論しました。<br>①特定の宿泊等施設を規制対象外とすることの是非<br>②特定簡易宿所に限り所定の構造等の一部を課さず、又は独自のものを課すことの内容<br>③積極的要件の内容  |
| <b>(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由</b>  |
| —  |
| <b>7. 今後のスケジュール</b>  |
| ・令和2年4月素案を提示、パブリックコメントの募集<br>・同年5月住環境整備審議会(パブリックコメント内容報告、パブリックコメントを踏まえた素案での答申)<br>・同年6月パブリックコメントの結果公表<br>・同年9月定例会議に改正条例議案提出(当該定例会議で議決されれば、同年11月1日改正条例全面施行)   |
| <b>8. 添付資料</b>   |
| 市民意見聴取プロセス(ステップ3)資料  |
| <b>9. お問い合わせ先</b>  |
| 都市整備局都市計画部開発指導課 〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁北館5F<br>電話番号(TEL) (06)6489-6612、ファクス(FAX) (06)6489-6597<br>メールアドレス(Eメール) ama-kaihatsushidou@city.amagasaki.hyogo.jp  |